

市営住宅入居者募集案内

申込受付期間	令和8年7月1日（水）～ 令和8年7月10日（金） （土・日・祝日を除く。）
申込受付時間	午前8時30分～午後5時15分
受付場所	坂戸市役所 施設管理課窓口（3階）

[注意]

- ・この案内書をよくお読みになってから申込書に記入してください。
- ・申込みには必要書類をすべて添えて提出してください。
- ・郵送による申込みはできません。
- ・申込書は原則として本人又は入居を予定しているご家族の方が持参してください。
- ・申込書提出後は、申込書等の記載事項の変更はできません。
- ・辞退等の場合でも申込書及び添付した書類はお返しできません。

坂戸市 総合政策部 施設管理課 管財係

〒350-0292 坂戸市千代田一丁目1番1号

TEL 049-283-1331（内線244・247）

坂戸市営住宅入居者募集のご案内

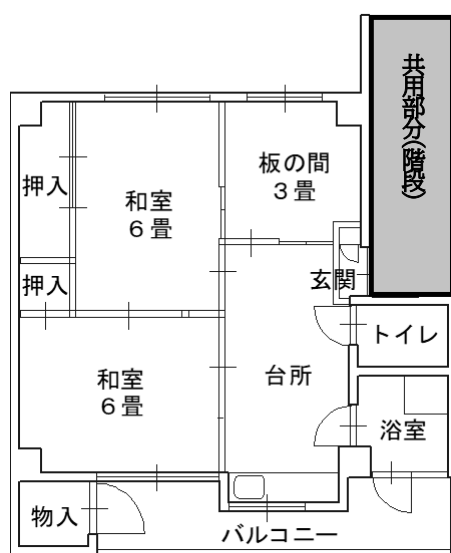
申込受付期間：令和8年7月1日（水）～令和8年7月10日（金）（土・日・祝日を除く）

申込受付時間：午前8時30分～午後5時15分

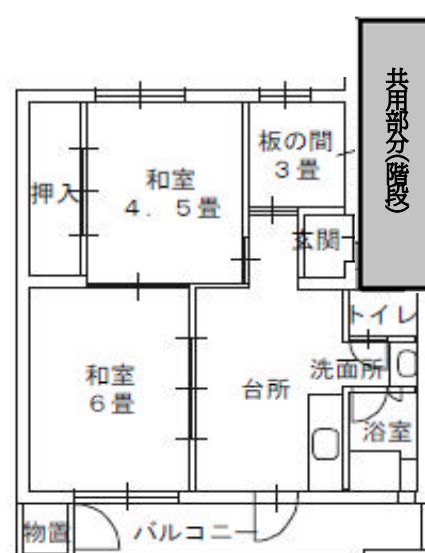
受付場所：坂戸市役所 施設管理課窓口（3階）

入居可能日：令和8年10月上旬（予定）

住宅の名称	規格 (間取り)	募集戸数・ 部屋	建設 年度	建物 構造	1か月当たりの家賃 (令和8年度)	所在地	その他
関間団地	2UDK	1戸	S45	鉄筋コンクリート造 4階建	9,800円～25,100円	坂戸市関間一丁目5番1号	エレベーター：無 駐車場：無 浴槽・風呂釜：無
石井団地 1号棟	2UDK	1戸	S47	鉄筋コンクリート造 5階建	10,800円～28,800円	坂戸市大字石井 2334番地2	エレベーター：無 駐車場：無 浴槽・風呂釜：無



関間団地（4階） 39.58 m²



石井団地1号棟（5階） 43.14 m²

※上の図は参考間取りであり、実際の間取りと異なることがあります。

1 申込みにあたっての注意

- 1) 入居者資格のない方は申込みできません。（入居者資格のない方が申込まれても、その申込みについては無効となります。）
- 2) 申込みに際しては、必ず募集案内をお読みいただき、提出書類の漏れ等のないように申込みください。
- 3) 申込みは、原則として本人又は市営住宅へ入居しようとするご家族の方が持参してください。郵送では受け付けません。
- 4) 提出書類に不備等があった場合は、受付できない場合がありますので、よく確認のうえ

申込みください。

- 5) 申込み受付期間、受付時間以外での申込みはできません。
- 6) 申込者の住所は、市より発送した郵便物が必ず届くように、アパート等にお住まいの方はアパート等の名称及び部屋番号までお書きください。間借りなどの場合には、〇〇〇方までお書きください。また、ご自宅のポストにも名前をはっきりお書きください。

2 申込みから入居までの日程

- 1) 申込み期間
令和8年7月1日（水）～令和8年7月10日（金）（土・日・祝日を除く）
- 2) 入居者選考結果の通知【入居の可否・補欠者の順位決定及び住戸抽選会の開催】
発送予定日：令和8年8月上旬
- 3) 入居手続き（入居者選考結果の通知から10日以内に手続き）
予定期間：令和8年8月中旬
- 4) 入居可能日（予定）
令和8年10月上旬

3 その他

部屋の内覧を希望される方は、個別に問合せ先までご相談ください。

4 問合せ先：坂戸市役所 総合政策部 施設管理課 管財係

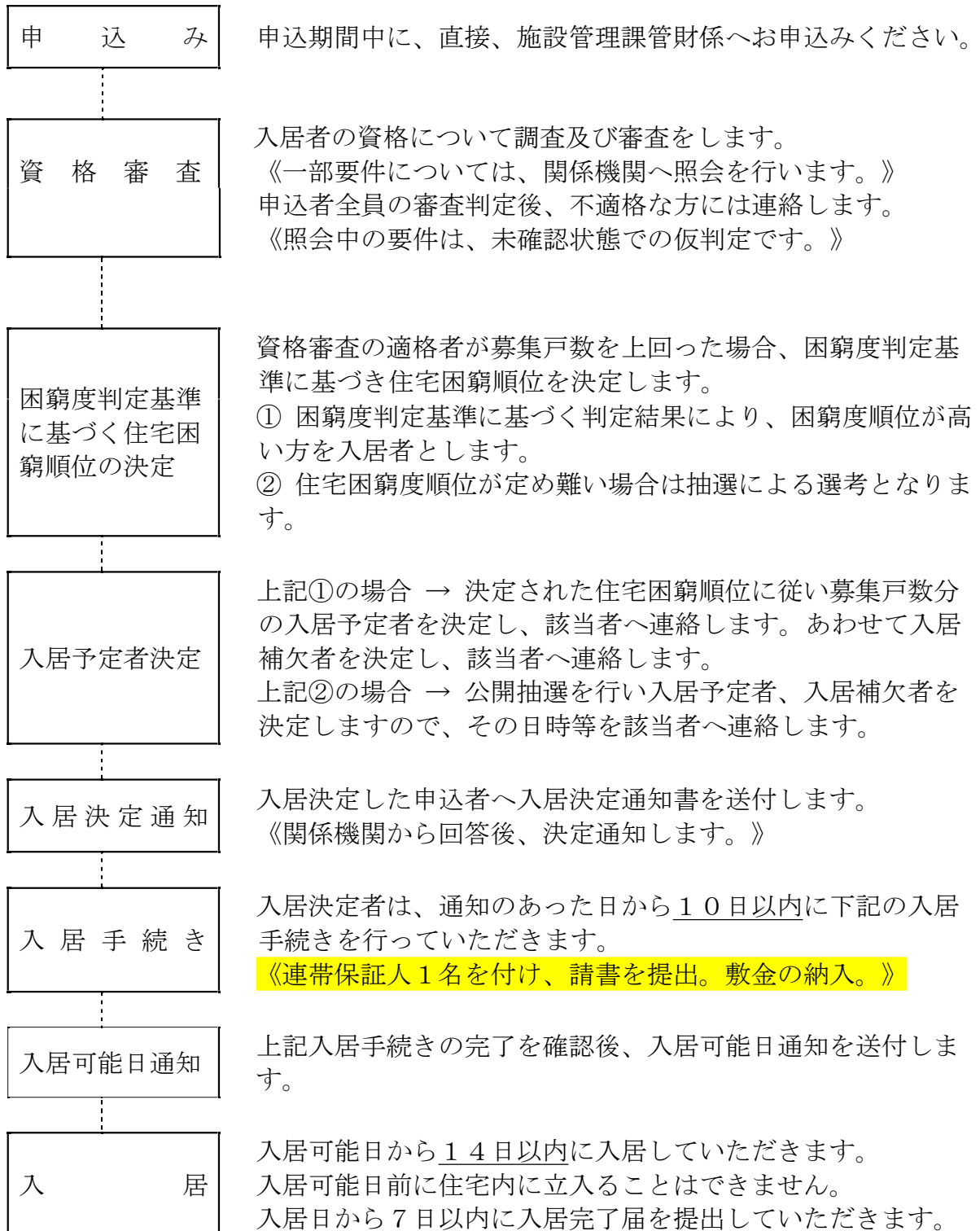
Tel. 049-283-1331（代） 内線244・247

1 入居者募集について

市営住宅は、市が国の補助を受けて建設した住宅で、住宅に困っている方に対して低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

市営住宅は、次ページ以降に記載する入居者資格のない方は申込みできませんので、この案内書をよくお読みいただきお申込みください。

1) 申込みから入居までの流れ



2) 申込みの方法等

- ① 申込期間内に別紙市営住宅入居申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて下記まで、原則として本人又は同居しようとするご家族の方が持参してください。

○申込み先

坂戸市役所 総合政策部 施設管理課窓口（市役所3階）

○申込期間及び受付時間等

申込期間 令和8年7月1日(水)から令和8年7月10日(金)まで
(土・日・祝日を除く)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

② 募集住宅

1 ページに記載の「坂戸市営住宅入居者募集のご案内」のとおりです。

3) 入居者資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、入居者資格を喪失しますのでご注意ください。

- ① 申込み内容が虚偽であることが明らかになったとき。
- ② 入居決定通知を受けた日から10日以内に入居の手続きを行わなかったとき。
- ③ 同一世帯で2通以上の申込みをしたとき。
- ④ 申込者全員が同時に入居できないとき。
- ⑤ 申込者の責めにより、市からの通知等が到達しなかったとき。
- ⑥ 申込み日以降に、市外へ転出されたとき。

2 入居者資格について

- 1) 申込みできる方（外国人にあっては、永住者及びその配偶者又は子、特別永住者、日本人の配偶者又は子及び定住者のいずれかの在留資格者）は、次に掲げる①から⑥までの要件をすべて備えている方に限ります。

- ① 現に同居し、又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む）があること。

(ア) 夫婦のどちらか一方が子供と申し込む場合、現に親がありながら兄弟姉妹・祖父母と孫だけで申し込む場合等、社会通念上著しく不自然な世帯分離は除きます。

(イ) 婚約者で申し込みの場合は、入居日の前日までに入籍したことが確認できることが条件となります。

ただし、次に該当する方は、単身でも入居可能です。

○単身で入居可能な方の要件

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める方は対象となりません。

1	60歳以上（入居可能日の前日時点）の方
2	1～4級に該当する身体障害者である方
3	1～3級に該当する精神障害者である方
4	療育手帳の交付を受けている知的障害者である方
5	戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方
6	原子爆弾被爆者の認定を受けている方
7	海外からの引揚者で本邦へ引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
8	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定するハンセン病療養所に入所していた方
9	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第1条第2項に規定する被害者で、一定の条件を満たす方
10	生活保護受給者である方
11	特定中国残留邦人等のうち支援給付受給者である方

② 入居しようとする世帯全員の合計収入をもとに計算した収入月額が、収入基準以下であること。（収入基準及び収入月額の計算方法はP. 8の収入基準、収入月額算出方法を参照してください。）

③ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

自己所有の住宅に居住している方及び高額資産を保有している方は申込みできません。また、独立行政法人都市再生機構（UR）の住宅、住宅供給公社住宅、県営住宅、市営住宅に居住している方も原則として申込みできません。

ただし、自己所有の住宅及び独立行政法人都市再生機構の住宅においては、下記の要件を満たす場合において、申込みできる場合があります。

(1) 自己所有の住宅 下記理由により自己所有の住宅を手放すこととなった者

(ア) 失業等により住宅ローンが支払不能に陥ったため自己所有の住宅を手放し自己所有の住宅でなくなる場合

(イ) 差し押さえ等により自己所有の住宅でなくなる場合

※ただし、資格審査時点までに下記(a)または(b)の書類提出がある場合に限り
ます。

(a) 任意売買契約書の写し

(b) 競売開始決定書の写し

(2) 独立行政法人都市再生機構・特定優良賃貸住宅等の入居者

(ア) 入居後における収入の変動によって、収入が市営住宅の収入基準に該当し、家賃の負担率がその税込収入の25%以上となったとき。

(イ) 建替事業により家賃の負担率が、その税込収入の20%以上となったとき。

- ④ 坂戸市内に住所を有すること。
- ⑤ 市税を滞納していないこと。
- ⑥ 申込み本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

3 入居者の選定方法について

1) 入居者の選定方法は次のとおりです。

- ① 申込者全員の資格審査を行い、適格者の中から入居予定者を選考します。
- ② 入居者資格について不適格な要件があった場合は、該当者へ連絡します。
- ③ 資格審査の適格者が募集戸数を下回った場合は、原則として、適格者全員を入居予定者とします。
- ④ 資格審査の適格者が募集戸数を上回った場合は、住宅困窮度判定基準により住宅困窮順位を定め、募集戸数分の入居予定者を住宅困窮順位の高い方から順次選考します。また、住宅困窮順位が定め難い場合は、公開抽選により決定します。
- ⑤ 入居予定者のほかに、補欠として、入居順位を定めて入居補欠者を選定します。
- ⑥ 入居補欠者は過去の年度途中の退去状況等を勘案して、その数を決定します。
- ⑦ 入居補欠者は、今回募集した住宅の入居完了後1年間はその資格を有します。
ただし、入居までの間に、入居者資格①～⑥の要件のいずれかに該当しなくなったときは、その資格を喪失する場合があります。
- ⑧ 入居予定者及び入居補欠者の選考結果（入居の可否及び住宅困窮順位）については、資格審査の適格者すべてに連絡します。

2) 優先世帯について

資格審査合格者のうちで、次の表のいずれかに該当する世帯については、困窮度判定に際して加点されます。

母子(父子)世帯	申込者本人が配偶者のいない女子又は男子であり、現に20歳未満（入居可能日の前日時点）の児童を扶養している世帯（別居、離婚調停中の方は該当しません。）
高齢者世帯	申込者本人が60歳以上（入居可能日の前日時点）であり、同居者（配偶者を除く。）のすべての方が、60歳以上（入居可能日の前日時点）の1親等の親族である世帯

障害者世帯	<p>申込者又は同居しようとする親族が次のいずれかに該当する方</p> <p>ア 1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方</p> <p>イ 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は、同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方</p> <p>ウ 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方</p> <p>エ 療育手帳の交付を受けている方</p>
生活保護受給者世帯	生活保護法に規定する被保護者である方
多子または就学前の子供のいる世帯	3人以上の18歳未満の方あるいは小学校就学前の方と現に同居し、又は同居しようとする方
災害による住宅の滅失世帯	災害により住宅を滅失した方
公共事業によって住宅を除去される世帯	都市計画事業等の施行に伴い住宅を除却されることとなる方
原子爆弾被爆者	被爆者健康手帳の交付を受けている方
海外引揚者	新たに海外から引き揚げた方で、知事の指定を受けた方（日本上陸後5年以内の方で、引揚証明書の交付を受けている引揚者本人が申込み、又は同居する場合）
都市再生機構又は埼玉県住宅供給公社の建替事業に伴う移転予定者世帯	建替後の家賃負担率が、その世帯の税込収入の30%を超え、かつ最終月額家賃が、現に居住する住宅の月額家賃の3倍を超える方
ハンセン病療養所入所者	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定する国立ハンセン病療養所等に入所していた方

4 収入基準、収入月額算出方法について

1) 収入基準額

入居者資格に係る収入基準額は以下のとおりです。

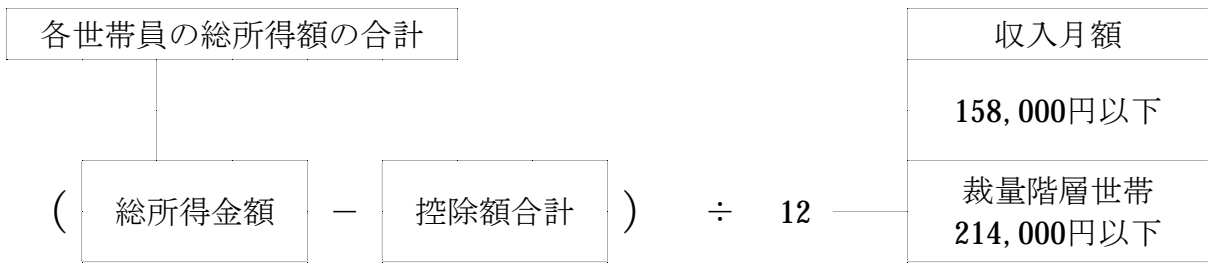
収入月額
158,000円以下

注意：裁量世帯

同居しあるいは同居しようとする親族のうち、次に該当する方がいる世帯は裁量世帯として認められ、収入月額が「158,000円以下」から「214,000円以下」に緩和されます。

- ① 1級～4級の身体障害者の方
- ② 1級又は2級の精神障害者の方
- ③ 療育手帳の交付を受けている知的障害者の方
- ④ 申込者本人が60歳以上であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上の方または18歳未満の方
- ⑤ 障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する戦傷病者の方
- ⑥ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方
- ⑦ 海外からの引揚者で、本邦引揚後5年を経過していない方
- ⑧ 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方
- ⑨ 同居者に小学校就学前の方がいる方

2) 収入月額算出方法



※控除額については、10ページからの控除金額の計算方法を参照してください。

- ① 収入月額とは……………入居予定者全員の年間所得金額を合計した総所得金額から、一般控除額及びその他の特別控除額を差し引いた後の額を12で除した額です。
- ② 所得金額とは……………前年の収入の合計（賞与、手当を含んだ額）から給与所得上の控除額、あるいは税法上認められた必要経費（老齢年金、普通恩給の場合には公的年金等控除額）を控除した額が所得額となります。
- ③ 所得金額に含めないもの……………失業給付金、労災保険の各種給付金、遺族年金、障害年金などの非課税所得。
給与収入の通勤手当のうち非課税部分の収入。

※総所得金額については、市町村の発行した課税（非課税）証明書に記載の合計所得金額がその方の「個人の総所得金額」になりますので、ご確認ください。

3) 控除金額の計算方法

控除種別		控除対象者	控除金額
一般 控除	同居・扶養控除	<p>申込者本人を除く同居又は同居しようとする親族及び遠隔地扶養親族</p> <p>※胎児は対象となりません</p>	380,000円× 人＝ 円
特別 控除	給与所得等控除	申込者本人又は同居親族に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する人	100,000円× 人＝ 円 (所得金額が10万円未満である場合には、当該所得額)
	老人扶養控除	扶養親族のうち年齢70歳以上の人	100,000円× 人＝ 円
	老人控除対象配偶者控除	控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の人	
	特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	250,000円× 人＝ 円
控除	障害者控除	<p>申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち</p> <p>① 児童相談所などから中度・軽度の知的障害者と判定された人</p> <p>② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、2, 3級の人</p> <p>③ 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人</p> <p>④ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第四項症～六項症及び第五款症までの人</p> <p>⑤ 年齢65歳以上で障害の程度が①③と同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている人</p>	270,000円× 人＝ 円
特別 控除	特別障害者控除	<p>申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち</p> <p>① 心神喪失の常況にある人</p> <p>② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、1級の人</p> <p>③ 療育手帳の交付を受けている人</p> <p>④ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人</p> <p>⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第三項症までの人</p> <p>⑥ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人</p> <p>⑦ 年齢65歳以上で障害の程度が①③④と同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている人</p> <p>⑧ 常に就床を要し複雑な介護を要する人</p>	400,000円× 人＝ 円

控 除	ひとり親控除	<p>所得者本人で現に婚姻していない人又は配偶者の生死が不明な人で、次の要件すべてに当てはまる人</p> <p>(1) 生計を一にする子供がいること</p> <p>(2) 合計所得が500万円以下であること</p> <p>(3) 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと</p>	<p>350,000円× 人＝ 円</p> <p>〔所得額が35万円未満の場合は当該所得額〕</p>
	寡婦控除	<p>所得者本人でアからウのいずれかに該当し、かつ(1)から(3)の要件すべてに当てはまる人</p> <p>ア 夫と離婚してから婚姻していない人で扶養親族がいる人</p> <p>イ 夫と死別してから婚姻していない人</p> <p>ウ 夫の生死が明らかでない人</p> <p>(1) <u>ひとり親に該当しないこと</u></p> <p>(2) 合計所得が500万円以下であること</p> <p>(3) 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと</p>	<p>270,000円× 人＝ 円</p> <p>〔所得額が27万円未満の場合は当該所得額〕</p>

控除合計金額

円

4) 収入月額の計算

世帯の合計年間
総所得金額

控除合計金額

収入月額

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

※複数の所得のある方は、それぞれの所得を合計して計算してください。

※二以上の給与収入がある場合は、収入を合計して所得を計算してください。

5 申込み時に必要な提出書類について

1) 全申込者が提出していただく書類（各種証明書は3ヶ月以内に発行されたもの。）

	書類の種類	書類の内容	
1	市営住宅入居申込書	各項目すべてについて記入したもの。 (別添1の用紙です。)	
2	現在の住居等に関する申立書	各項目すべてについて記入したもの。 (別添2の用紙です。)	
3	世帯全員の住民票	世帯全員で、続柄の記載されているもの。 ※省略された住民票の場合は受付できませんので注意してください。	
4	所得証明書 (中学生以下の方を除き全員が必要です)	所得のある方	給与所得者 年金所得者 ①令和7年度課税(非課税)証明書(令和6年分) ②令和8年度課税(非課税)証明書(令和7年分) (市町村長が発行したもの。) ※令和6年1月2日以降に現在の職場に就職した方及び令和5年11月以降に新たに年金の受給権を取得した方は別表該当書類も併せて提出
			事業所得者 ①令和7年度課税(非課税)証明書 ②令和8年度課税(非課税)証明書(市町村長が発行したもの。) ※令和6年1月2日以降に自営業を開業した方は別表該当書類も併せて提出
		所得のない方	①令和7年度非課税証明書(令和6年分) ②令和8年度非課税証明書(令和7年分) (市町村長が発行したもの。)
5	現在住んでいる住宅の証明書	○ 次の①または②のいずれかの書類 ① 民営アパート、民間借家等に居住している方 ↓ ・ 賃貸契約書全ページの写し (社宅等の場合で契約書が無い場合は、貸主の賃貸証明書) ② 親族等の家に住んでいる方 ↓ ・ 所有権の記載のある家屋の固定資産評価証明書	
6	納税証明書	未納がない事の証明書(納税証明書) 《市民税、国民健康保険税、軽自動車税等》 ※分納中など滞っている場合は、入居が認められません。 ※非課税及び、後期高齢医療保険の方は必要ありません。	

2) 該当する方のみ提出していただく書類

区 分	書 類 名 称
母子(父子)世帯	・ 戸籍謄本
ひとり親（寡婦）控除に該当する方	・ 戸籍謄本（配偶者の死亡等が確認できるもの）
事実上婚姻が解消した世帯	・ 戸籍謄本 ・ 申込み締切日において1年以上別居している事が確認できる双方の住民票又は、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている証明書、児童扶養手当証明書
内縁関係に該当する方	・ それぞれの戸籍謄本 ・ 内縁関係申立書（用紙は別添7） ・ 申込み締切日において1年以上同居していることが確認できる、世帯全員の続柄記載の住民票
障害者世帯に該当する方	・ 身体障害者手帳等の写し
生活保護を受給している方	・ 生活保護受給証明書（福祉事務所発行のもので受給開始年月の記載されたもの）
令和6年1月2日以降に現在の職場に就職した方	・ 給与支払証明書（用紙は別添3）
令和6年1月2日以降に自営業を開業した方	・ 税務署長に提出した開業届の控 ・ 事業所得等収支明細書（用紙は別添4）
令和6年1月2日以降に退職し現在無職の方がいるとき	・ 雇用保険受給資格者証の写しまたは退職証明書（用紙は別添5） （当時の勤務先の代表者等が証明したもの）
令和5年11月以降に新たに年金の受給権を取得した方	・ 年金証書及び年金支払通知書の写し
日本国籍のない方	・ 世帯全員の住民票または在留カードの裏表の写し
現在婚約中の方	・ 婚約の証明書（用紙は別添6） ※入居日までに入籍することが条件となります
ハンセン病療養所等に入所していた方がいる世帯	・ 入所証明書 （ハンセン病療養所等の長または厚生労働省健康局疾病対策課長が証明したもの）

※ その他、事情に応じて必要な書類を提出していただくことがあります。

6 家賃について

家賃は、入居世帯員の収入に応じた家賃算定基礎額に、住宅の規模や立地条件、築年数などの条件を加味して決定します。

また、収入が著しく減少した方など、一定の条件を満たす場合には家賃を減額または免除する制度がありますので、このような場合には、施設管理課までご相談ください。

7 その他

1) 入居決定通知を受けた方について

- ① 通知を受けてから10日以内に以下の手続きを行ってください。
 - ・ 請書の提出（必要事項を記入したもの。）
 - ・ 敷金（家賃の3ヶ月分、請書に記載の金額）の納付、並びにその領収書の提示
 - ・ 連帯保証人の印鑑証明書及び所得証明書（市町村長が発行したもの。）の提出※連帯保証人は、市が保証能力があると認める方とします。
- ② 上記手続きの完了後、市より入居可能日を通知します。
- ③ 通知を受けた入居可能日から14日以内に入居を完了し、入居完了届と世帯全員の住民票を提出してください。（入居できるのは入居可能日からとなります。）

2) 入居後の注意事項

- ① 共益費の負担
 - ・ 市営住宅の入居者には家賃のほかに、共同で利用する施設の費用を自治会等を通じて負担していただきます。
- ② 住宅について
 - ・ 市営住宅には**浴槽、風呂釜、給湯設備はついておりません**ので、入居者各自で負担して設置してください。
 - ・ 他の入居者の迷惑となりますので、犬、猫などの動物の飼育はできません。
- ③ 家賃等について
 - ・ 家賃は原則として口座振替により納入していただきます。
 - ・ 振替える金融機関は、原則として坂戸市内に支店のある金融機関となります。
 - ・ 家賃の納期限は毎月末日です。家賃を滞納すると明渡し請求の対象となります。
 - ・ 入居後、収入申告書を毎年度提出していただき、その結果に基づいて毎年度家賃が決定されます。この収入申告は入居者の義務で毎年度必ず行なっていただくものです。申告をされない場合は近傍同種の住宅の家賃（民間並み）となります。
 - ・ 収入基準を超えた場合は、収入に応じて決定した家賃に、超過の割合に応じた加算額を加算した家賃額となります。また、収入超過世帯となった場合は市営住宅を明け渡すよう努力してください。さらに高額所得者となると入居を取り消す場合もあります。
 - ・ 経年劣化によらない、入居者の責めに帰すべき事由によって住宅に修繕の必要が生じたときは、入居者は修繕またはその費用の負担を行う必要があります。
 - ・ 市営住宅を退去の際は、**浴槽、風呂釜、給湯設備の撤去については、入居者の負担**で行なっていただきます。
- ④ 入居後の注意事項について
 - ・ 入居者は、次のことを行おうとするときは、市長の承認を得なければなりません。

◎入居を承認された親族以外の者を同居させようとするとき。

(当初入居承認された親族が一度退去した後、再度同居する場合も含む。)

◎名義人が死亡又は退去した後、残された親族が引き続き市営住宅に住もうとするとき。

(配偶者又は、一親等の血族の方等で戸籍謄本を提出していただきます。)

◎連帯保証人を変更しようとするとき。

◎市営住宅の様様替え等をしようとするとき。

◎市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用しようとするとき。

・入居者は、次の事由が生じたときは、市長に届け出なければなりません。

◎同居者に転居、転出等の異動があったとき。

◎市営住宅を引き続き15日以上使用しないとき。

◎市営住宅を明け渡そうとするとき。

8 問合せ先

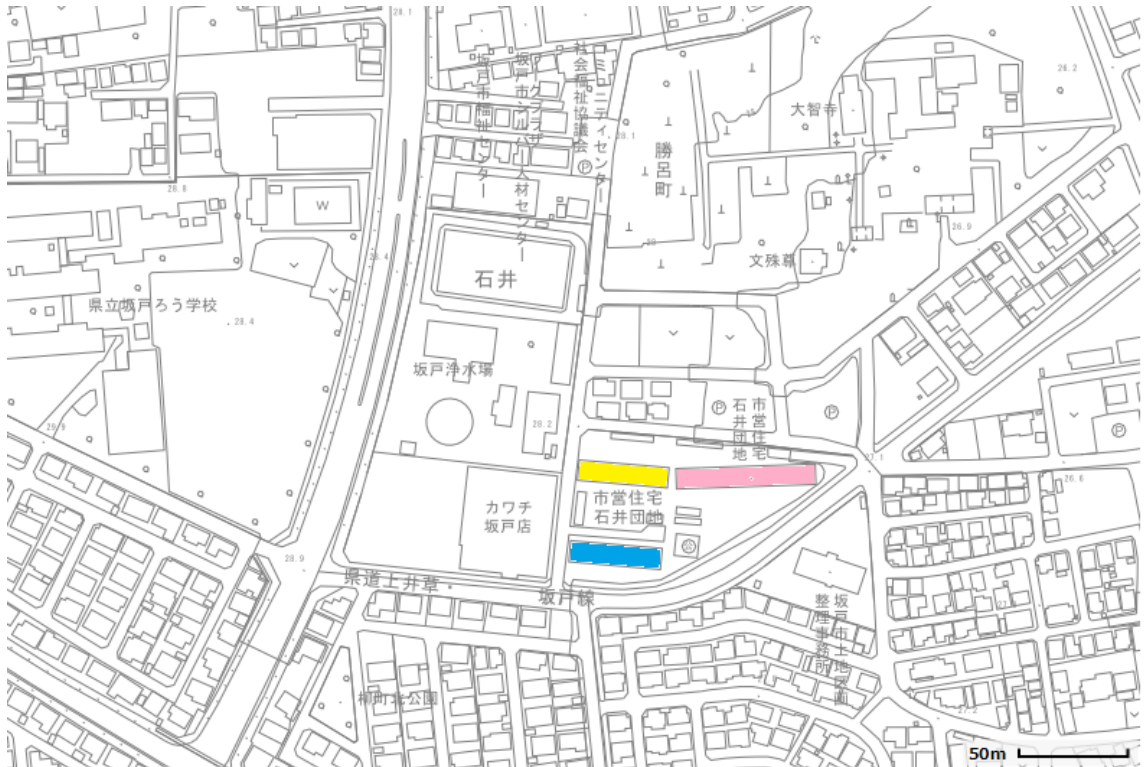
坂戸市役所 総合政策部 施設管理課 管財係

Tel. 049-283-1331 内線244・247

○関間団地位置図



○石井団地位置図



※3棟のうち、黄色が今回募集対象（1号棟）です。